

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例（平成 18 年新潟県西部広域消防事務組合
条例第 12 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 11 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員定数条例(平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 他の地方公共団体に派遣した職員

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。